

# 吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項に関する会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

令和 3 年 7 月 19 日

株式会社サイネックス

令和3年7月19日

大阪市天王寺区上本町五丁目3番15号  
株式会社サイネックス  
代表取締役 村田 吉 優

当社は、株式会社サイネックス・ネットワーク（以下「分割会社」という）との間で、令和3年10月1日を効力発生日として、分割会社が運営するeコマース事業を当社が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）を行うこととしました。

本件分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は下記のとおりです。なお、本件分割は、会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

## 記

### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

### 2. 本件分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本件分割に際して、当社は分割会社に株式その他の金銭等を交付しません。また、分割会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

### 3. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

#### （1）分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

#### （2）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### （3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

### 4. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第6号）

承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社の令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 12,823 百万円、負債の額は 6,008 百万円、純資産の額は 6,815 万円です。本件分割により、当社が分割会社から承継する資産の額は 282 百万円、負債の額は 156 百万円となる見込みであり、当社は分割会社に株式その他の金銭等を交付しません。また、本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

従って、本件分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みても、当社が分割会社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後においても履行の見込みがあると判断しております。

以 上

## 別紙 1

### 吸収分割契約書

株式会社サイネックス（大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号、以下「承継会社」という。）と、株式会社サイネックス・ネットワーク（大阪市中央区瓦屋町三丁目6番13号、以下「分割会社」という。）は、分割会社のeコマース事業（以下「本件事業」という。）を吸収分割により承継会社に承継させること（以下「本件会社分割」という。）に関し、つぎのとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（分割の方法）

分割会社は本件事業を分割し、承継会社はこれを承継する。

2. 本件会社分割は、承継会社にあつては会社法第796条2項の規定に基づき、会社法第795条1項に定める株主総会の承認を受けない簡易吸収分割の手続きにより、又、分割会社にあつては会社法第784条1項の規定に基づき、会社法第783条1項に定める株主総会の承認を受けない略式吸収分割の手続きにより行われるものとする。

#### 第2条（分割対価の交付）

承継会社は、本件会社分割により承継する権利義務に代わる対価としての株式その他の金銭等を分割会社に交付しない。

#### 第3条（承継する権利義務）

第5条に定める効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。

2. 前項に関わらず、資産、負債及び権利義務の移転につき、法令又は関係官庁の承認が得られないなどの理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。また承継する契約及びこれに基づく権利義務に関して、各々の契約の定めに基づく契約の履行義務において支障がある場合は、分割会社と承継会社で協議してその処置を決定する。
3. 分割会社から承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

#### 第4条（登記、登録、通知等）

分割会社及び承継会社は、第5条に定める効力発生日後遅滞なく、本件会社分割又は前条の規定により承継される資産に関し、必要な登記、登録、通知等の手続を行う。

2. 前項の手続に要する登録免許税その他の費用は、承継会社の負担とする。

#### 第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じて必要あるときは、分割会社と承継会社で協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条（善管注意義務）

本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、分割会社は本件事業について、又、承継会社はその事業について、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び管理を行い、これらの事業に属する財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め相手方と協議のうえこれを実行する。

#### 第7条（変更及び解除）

本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、分割会社又は承継会社の財務状態若しくは経営状態に著しい変動を生じたとき、あるいは本件会社分割の目的を達成できないと認められる相当の事由があるときは、分割会社と承継会社は協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第8条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件会社分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り分割会社と承継会社で協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、分割会社及び承継会社は記名押印のうえ、原本を承継会社が、複写を分割会社が保有する。

令和3年7月19日

承継会社

大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号  
株式会社サイネックス  
代表取締役 村田 吉 優

分割会社

大阪府中央区瓦屋町三丁目6番13号  
株式会社サイネックス・ネットワーク  
代表取締役 浅田 秀 樹

別紙

### 承継権利義務明細表

本件会社分割により、効力発生日をもって、承継会社が分割会社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

#### 1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に属する一切の資産。ただし、効力発生日の前日までに生じた売掛金は分割会社に帰属し、効力発生日以後に生じた売掛金は承継会社に帰属する。

#### 2. 承継する負債

本件事業に属する一切の負債。ただし、効力発生日の前日までに生じた買掛金は分割会社に帰属し、効力発生日以後に生じた買掛金は承継会社に帰属する。

#### 3. 承継する雇用契約

効力発生日において分割会社に帰属するすべての従業員との雇用契約の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

#### 4. 承継する雇用契約以外の契約その他の権利義務

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。ただし、効力発生日の前日までに生じた売掛金及び買掛金は分割会社に帰属し、効力発生日以後に生じる売掛金及び買掛金は承継会社に帰属する。

#### 5. 承継する知的財産権

本件事業に属する特許権、著作権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産権

#### 6. 承継する許認可等

本事業に関して分割会社が取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

以 上

## 別紙2

貸借対照表  
(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>449,376</b>	<b>流動負債</b>	<b>273,502</b>
現金及び預金	196,635	買掛金	218,344
売掛金	171,537	未払金	32,068
商品	3,574	未払費用	4,786
貯蔵品	897	未払法人税等	11,875
前払費用	1,425	未払消費税	1,016
立替金	634	前受金	4,200
その他	74,706	賞与引当金	926
貸倒引当金	△34	預り金	272
<b>固定資産</b>	<b>142,476</b>	その他	13
<b>有形固定資産</b>	<b>78,955</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,017</b>
建物	73,721	退職給付引当金	14,017
工具器具備品	105		
土地	5,128	<b>負債合計</b>	<b>287,520</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>7,872</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	7,872	<b>株主資本</b>	<b>304,333</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,648</b>	<b>資本金</b>	<b>50,000</b>
出資金	2,000	<b>資本剰余金</b>	<b>132,749</b>
繰延税金資産	6,718	資本準備金	52,749
敷金及び保証金	27,264	その他資本剰余金	80,000
その他	19,665	<b>利益剰余金</b>	<b>121,583</b>
<b>資産合計</b>	<b>591,853</b>	その他利益剰余金	121,583
		繰越利益剰余金	121,583
		<b>純資産合計</b>	<b>304,333</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>591,853</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産減価償却累計額

3,435千円

## 損益計算書

令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,539,581
売上原価	1,217,688
売上総利益	321,892
販売費及び一般管理費	290,026
営業利益	31,866
営業外収益	3,053
受取利息	2
補助金収入	2,000
違約金収入	658
その他	392
営業外費用	130
支払利息	119
その他	11
経常利益	34,789
特別損失	62
固定資産除却損	62
税引前当期純利益	34,726
法人税、住民税及び事業税	12,645
法人税等調整額	△1,102
当期純利益	23,183

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 23,183円65銭



## 株主資本等変動計算書

令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
令和2年4月1日残高	50,000	132,749	98,400	281,149	281,149
事業年度中の変動額					
当期純利益			23,183	23,183	23,183
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)					—
事業年度中の変動額合計	—	—	23,183	23,183	23,183
令和3年3月31日残高	50,000	132,749	121,583	304,333	304,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- (6) のれんの償却及び負ののれんの償却  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却をおこなっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,000株	—	—	1,000株